

電話機リース問題の構造(3)

弁護士 住田 浩史

第1 はじめに―「提携リース問題」の解決に向けた新たな動き

これまで、拙稿「電話機リース問題の構造(1)」¹では、いわゆる電話機リース問題について、主として特定商取引法の活用による裁判外・裁判上の解決が一定集積されてきたことを紹介し、また同「電話機リース問題の構造(2)」²では、近年、「電話機」以外の物件、あるいはホームページや過去のリース料の上乗せなど「物件」とすらいえないものについて提携リースを利用する等の被害バリエーションが広がったことを紹介した。

これに対して、社団法人リース事業協会は、近時、「小口リース取引の苦情・相談件数は大きく減少しました」などとするプレスリリースを発出している³が、これは実態を正しく捉えたものとはいえず、また提携リース問題の核心から相変わらず目をそらせたままと言わざるを得ない。

まず、第一に、苦情内容をみるに、電話機・複合機等のOA 機器については漸減傾向にあるといえるが、ソフトウェアやセキュリティ関連機器などいわゆる「役務提供リース」（上記「電話機リース問題の構造(2)」²29頁、第2 以下参照）が疑われる被害事例については、依然として、これらが登場し始めた平成19年度の件数の3～5倍にものぼっているということである。これは、すなわち、平成17年の経済産業省の通達等により「電話機」等のリースについてはL（リース会社）やS（サプライヤー）も商売がやりにくくなったという面があるものの、新しい類型については、未だ被害の根が深いということを示している。また、契約当事者であるLが、U（ユーザー）と一度も対面しないままに契約を完了させることがこの種被害の大きな温床になっているにもかかわらず、リース事業協会は「非対面」のメリットを未だに強調し、全件対面で契約する等の措置をとろうとしていない（なお、一定条件で抽出して訪問する、などとしているが、どの範囲でこれを実行しているのかすら不明である）。これでは、物件が存在しない、役務がリース対象の主眼となっているなどの極めて異常な事態を全く防げないのも当然である。かつて、

拙稿では、「リース業界は、提携リースの問題について自ら解決する能力がない」と述べた（上記「電話機リース問題の構造(2)」²29頁）が、実際には、解決以前に、問題を正しく把握する能力すら欠いているのである。また、各リース会社は、この種案件の訴訟においては、相変わらず、「LはSと対等な立場だから指導監督する地位にない」などという主張を平然と繰り返しているのであり、いくらリース事業協会が「LにおいてSへの指導を徹底した」と強調しても、全く説得力はないといえよう。

他方、平成24年に入って、提携リースの問題について核心をとらえた裁判例もいくつか登場し、立法を求める声も、徐々にではあるが全国から挙がりはじめているので、あわせて紹介する。

第2 新たな裁判例

1 大阪地判平成24年5月16日（裁判所ホームページ、確定）

(1) 事案及び判決の内容

本件は、いわゆるホームページリース被害の事案である。

UはSの勧誘によって、ホームページの作成、管理、運営、SEO対策等の役務の提供を依頼したものと認識していたが、リース契約書上は、「JOAソフト」というSの名前を冠したソフトウェアのリースという形式がとられていたというものであったが、そのようなソフトウェアの引渡しはなされなかった（なお、判決では「実在しない」との認定がされている）。その後、Sは倒産し、Uは約束どおりの役務の提供を受けられなくなったため、Uは、Lに対して未払リース料支払義務の不存在の確認と、既払リース料の返還を求めて提訴した。

判決は、Uの契約不成立、心裡留保等の主張は排斥したものの、Uは役務の提供がないことをLに対して信義則上対抗できるとして、結論として、Uに未払リース料の支払義務はないとした。判決は、Uの信義則上の抗弁対抗を認めるにあたって、Sによる約束どおりの役務の提供がない場合の経済的負担をLとUのどちらが負うべきかについて、契約当事者双方の実質的衡平を考慮している。すなわち、Lは、Sの役務がリース対象に混入している可能性が疑われる場合には、「この点を確認し、不適切なリース契約を締結しないこととする信

義則上の義務を、顧客に対し負っている」ところ、本件では、Uが「高額なプロ用ソフトを購入するとは考えにくいこと」等の事情から、役務の混入が「若干の注意を払えば了解可能であった」のに、電話確認の際にUに適切な質問をしないなど、調査確認を怠った。これに対し、Uにおいて電話で「ソフトの引渡があった」と回答したことは、特筆すべき過失ではないとしたのである。

(2) 判決の評価

この判決は、役務提供リースという異常な形態でないかどうかについて、Lは、形式のみならず実質的に調査確認する義務があることを認め、これを怠った場合には、Uは、Lに対して抗弁を接続できるということを一般論として認めたものと評価できる⁴。

本件において、未払リース料の支払義務がないという結論は、UとLとの密接な提携関係、共存共栄関係に照らせばむしろ当然のことであると思われる。なお、私見では、とりわけソフトウェアの引渡がない本件においては、リース料算定の基礎となっているはずの「物件」に対応する部分がゼロなのであるから、Lはそもそも既払リース料を徴求する権利はなく、全額の返還を認めるのが論理としては一貫していると思われる。

2 大阪地判平成24年7月27日(判例集未掲載)

(1) 事案及び判決の内容

本件は、いずれもSから不当な勧誘を受け、不必要で高額な電話機等のリース契約を締結させられたU43名が、Lに対して既払リース料の返還等を求めて提訴した集団訴訟である。

本件については、クーリング・オフの可否等の争点もあるが、特筆すべきは、判決がLの不法行為責任を認めて、既払リース料相当額の損害賠償を認めた点である。

判決は、Lの「本件リース契約手続への関与は、一般的な本人確認も怠るなどその確認内容は十分なものとはいえず、平成17年11月初めには提携販売店が違法な勧誘を行うことがあるとの社会的認識が広く形成されていた」とし、同時期頃から、Lには、「電話機等のリース契約について、各提携販売店が行うリース契約の勧誘方法を厳正に監督し、各提携販売店の違法な勧誘行為を防止して顧客らに不測

の損害を与えることのないよう、提携販売店の指導、監督を行い、契約締結の意思等の確認を行う際には、違法な契約勧誘行為がなかったかを確認する注意義務があった」とし、またLはこれを尽くさなかったとして、不法行為責任を負うとした。

なお、判決がLに求めた注意義務は、無論のことであるが、単に形式的な確認をすればよいというものではなく、例えば、Lが、リース契約締結に際して、Uから、Sを通じて「お客様確認書」(例えば、「迷惑な勧誘や虚偽の勧誘は受けましたか」という質問において「いいえ」に○をつけるなど)等のいわばアライバイ的な文書を徴求していたとしても、実質的な注意義務を尽くしたことにはならない、と断じている(判決155頁)点が注目される。

(2) 判決の評価

上記1の判決が提携リースにおけるLの契約内容調査確認義務を認めたのに対し、本判決は、提携リースにおけるLのS指導・管理責任(これには、契約内容調査確認義務が当然に含まれている)を一般論として認めたものであり、上記1の判決よりさらに踏み込んで判断したものと評価できる。これまで、提携リース被害において、SとLとの間の代理関係を認めてLの責任を認めたものとして、京都地裁園部支判平成21年3月31日(判例集未掲載)、札幌地判昭和63年12月22日(NBL425号22頁)等があったが、本判決は、代理権の有無にかかわらず、LとSとの密接な関係という事実に基づいて判断されたものであり、同種提携リース被害事案において非常に参考となる判断であるといえる。

第3 むすび—提携リース契約規制法試案の公表

上記のように、今日、提携リースにおいて、LはSの行った詐欺的勧誘や、内容に問題のある契約について、責任を免れることはできないとする裁判例がいくつか登場し、この潮流は今後も続くものと思われる。しかしながら、いまだ提携リース被害はなくなる。とりわけ近時の次々リース、キャッシュバックリースは、まさに提携リース商法の末期症状であり、社会福祉法人や宗教法人、中小零細企業者に数百万円～数千万円の被害をもたらしているという現状を見過ごしてはならない。司法的な事後救済

が必要なのももちろんであるが、並行して、今後の被害を未然に防ぐことが肝要である。

いまから約2年前、平成22年9月30日に出された京都弁護士会の「提携リース契約を規制する法律の制定を求める意見書」⁵を皮切りに、平成23年7月14日に出された日本弁護士連合会の「提携リース取引を規制する法律の制定を求める意見書」⁶を含め20本以上の同旨の意見書が全国の弁護士会等から出されている。そして、平成24年8月9日、京都弁護士会から「提携リース契約規制法試案」⁵が公表された。提携リース契約についてLの義務を明確にし、被害を根絶するための法律の成立が、一刻も早く実現されなければならない。

- 1 「御池ライブラリー 27号」、住田浩史、平成20年4月、8頁
http://www.oike-law.gr.jp/public/oike_27.pdf
- 2 「御池ライブラリー 33号」、住田浩史、平成23年4月、29頁
http://www.oike-law.gr.jp/public/oike_33.pdf
- 3 「小口リース取引の新対応策の実施状況について」、社団法人リース事業協会、平成24年7月25日
<http://www.leasing.or.jp/koguti/taiou/120725.pdf>
- 4 なお、福岡高判平成4年1月21日(判例タイムズ779号181頁)は、警備機器のリースを装って実際には警備業務の提供を契約の目的とした役務提供型リースにつき、ファイナンスリースとはいえないとして、警備機器の時価を超える金額についてのリース会社のリース料請求を信義則上排斥したものであるが、本件も、これと同様の判断といえよう。
- 5 いずれも京都弁護士会ホームページ。
http://www.kyotoben.or.jp/siritai/menu/pages_index.cfm?s=ikensyo
- 6 日本弁護士連合会ホームページ。
http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2011/110714_4.html